

策定年月	令和5年6月
見直し年月	令和〇年〇月

麦国産化プラン

产地名：小城市

(作成主体：農事組合法人 立物)

1. 麦生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

<麦>

本市においては、集落営農組織及び大規模農業者による土地利用型農業が大部分を占めており、年々、担い手への農地の集約化が進んでいる。また、平坦部の大部分で表作は米または大豆、裏作は麦が作付けされ、県内でも有数の穀倉地帯となっており、水田のフル活用に取り組んでいる。

麦については、市内全面積の8割超で作付けされており、引き続き収量及び品質の向上を目指す。

作付面積は、横ばいで推移しており、単収は、天候の影響による増減はあるものの、近年は増加傾向にある。

湿害により生育不良、未熟穂等が発生し、麦の単収・品質に大きな影響をあたえている。

今後は、弾丸による排水対策の徹底や農作業の省力化により適期播種や適期防除、刈取適期期間における収穫を徹底することにより、品質の向上と単収増加を目指す。

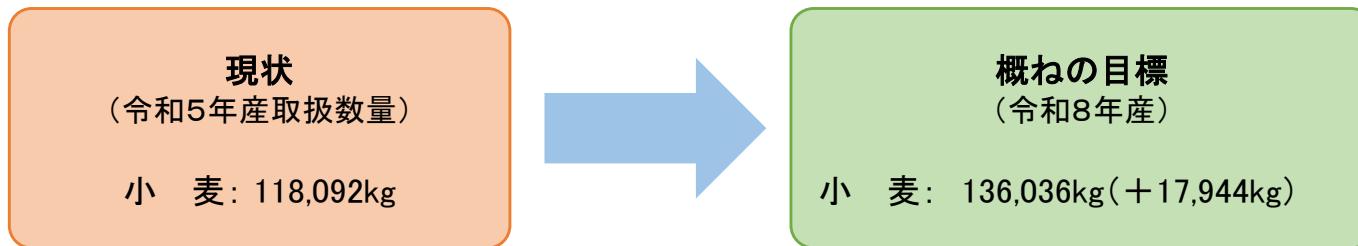
※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

<麦>

民間流通麦佐賀県連絡協議会および民間流通麦佐賀県意見交換会において、実需者の需要動向を把握し意見交換を行い、需要に応じた生産計画を策定する。

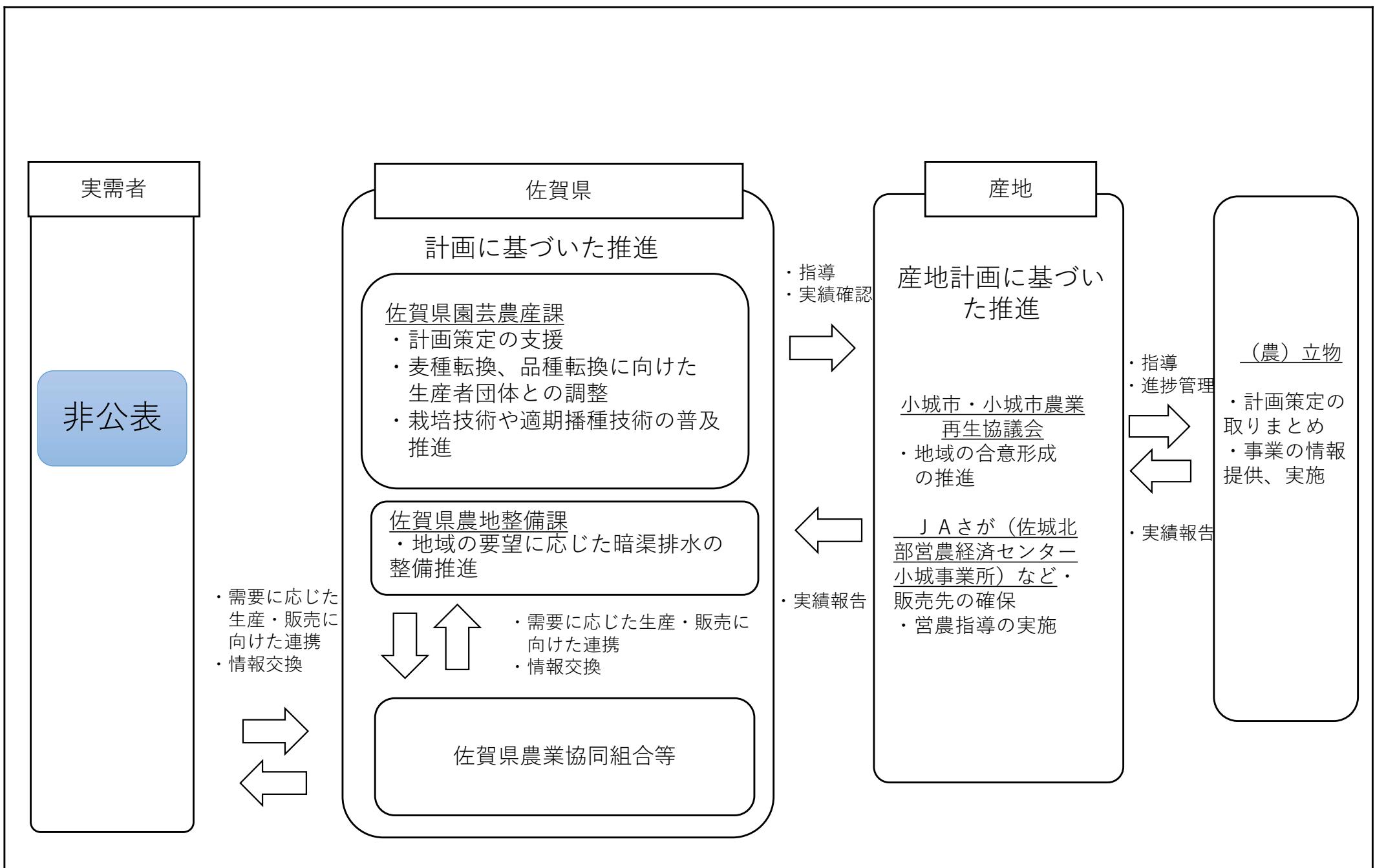


主要な実需者

○小 麦: 非公表

- ※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。
- ※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麵会社等)とする。
- ※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。
なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。
- ※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。